

令和2年5月12日

薬局開設者 各位

一般社団法人岩手県薬剤師会
会長 畑澤 博巳

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染防止のための非常時の対応としての、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の時限的・特例的な取扱いについては、令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡(以下、「0410 事務連絡」)等により示されているところです。

通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものであります。4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、本県においては岩手県薬剤師会が事業実施者となり、別紙のとおり、配送に係る費用の支援事業を実施することとなりました。

各薬局におかれましては、別紙を十分にご理解いただき、示された手順に沿って、配送に係る費用の請求手続きを行っていただくよう、ご案内いたします。

なお、本事業は令和2年度補正予算の範囲内で実施されるものであり、支援の対象となるのは予算成立日(4月30日)以降のものとなり、また、事業の実施期間中に予算上限に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常の取り扱いとなることをあらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

また配送方法に関しては、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用(可能な限り安価な方法)を検討してください。

また、本事業により把握された「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況」は、0410 事務連絡による対応の実績等の評価に活用することとされており、重要なデータとなりますので、各位のご協力をお願いいたします。

※ 都道府県薬剤師会の会員・非会員問わず補助の対象となります。

※ 本事業に関する情報は、岩手県薬剤師会ホームページ(薬剤師向けページ)に近日掲載予定です。

薬局における薬剤交付支援事業

1. 対象

4月2日及び4月10日付厚生労働省事務連絡等に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局従事者が届けた場合。

2. 補助額

(1) 処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用の全額

(2) 処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合

薬剤の配送に要した費用のうち、200円を差し引いた額

※ 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まれません。

※ 「薬剤の配送に要した費用」は以下のとおり。

○ 薬局の従事者が患者宅等に届けた場合

交通費等の実費相当額として、距離を問わず300円/1件

(宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1件」とする)

○ 配送業者を利用した場合

配送料

3. 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。

なお、0410対応の患者負担分(200円)は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	300円	0円
	配送業者	配送料全額	
0410 対応	薬局の従事者	100円	200円
	配送業者	配送料-200円	

4. 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また、予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者を使用する方法を検討するようお願いします(配送業者を使用する際は、可能な限り安価な方法を優先してください)。

また、新型コロナウイルス感染症患者等への支援という予算の目的に鑑み宿泊療養及び自宅療養の軽症者への支援が優先されるよう配慮ください。

5. 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月15日までに、岩手県薬剤師会事務局に実施状況を提出していただきます(後日、岩手県薬剤師会HPに報告様式を掲載します)。

当該事業は、「CoV 自宅」「CoV 宿泊」「0410 対応」と記載された処方箋の取扱いに関する検証も目的としていることから、該当する処方箋について当該予算を使用しなかった場合であっても「配送等の実施状況」に記載いただくようお願いいたします(「請求額 0 円」として記載願います)。

なお、当該薬局においては、申請の根拠となる資料を保存しておいてください。

【根拠となる資料の例】

- ・ 処方箋の写し(備考欄に「0410 対応」「CoV 自宅」「CoV 宿泊」等が記載されているもの)
- ・ 配送料の金額がわかるもの(発送伝票の控え、配送業者からの請求書等)

6. 請求にあたっての留意点

- 「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には請求の対象となりません。
- 一部負担金の授受に伴う手数料(振込手数料、代引き手数料等)については、対象となりません(患者の自己負担)。
- 本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しており、宅配便より高価な運送サービスによる受取を希望する場合には、対象となりません。

7. 事業の開始・終了時期

本事業は、令和 2 年度予算成立日(4 月 30 日)以降に実施されたものを対象とし、本年度末まで実施予定ですが、年度途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意ください。

以上

[参考] 薬局における患者への案内内容(例)

- ◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。
- ◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用が補助されることとなりました。
- ◆ 配送方法については、薬局の指定となりますので、ご了承ください。
- ◆ 支払いに関する手数料(振込手数料など)は補助の対象外で、患者さんのご負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の軽症者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でお薬の説明、薬の受け取りをご希望の方)	<u>200 円患者負担</u> 、残額は補助対象

(注) お薬の種類によっては配送が困難な場合があります、薬局への来訪をいただくことがあります。